

答 申 第 8 3 号
平成23年11月2日
(諮問公第100号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月13日付けで「平成17年4月1日付けで用途廃止された国有財産 特定地番，公衆用道路，所有者建設省及び隣接する無地番里道（以下「本件里道」という。）に係る，1. 国有財産の分類及び種類台帳，2. 昭和62年度の国有財産取得記録台帳」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月3日付け監第1079号で、公文書不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、平成21年8月10日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

上記処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 昭和〇年〇月〇日鹿児島市特定地番，公衆用道路，151㎡，所有者建設省，及び無地番里道として，法務局に登録されている。国土交通省は国有財産として，平成17年4月1日付けで用途廃止され，平成〇年〇月〇日鹿児島市に譲渡されたと文書で回答している。

イ 法務省の裁決書には，地図訂正票は存在していない，また，地図訂正については，昭和〇年〇月〇日作成の地積測量図が現存し，同年〇月〇日に新たに表題登記が行われているので，このころに地積測量図の申請人欄に記載のある者からの申出に基づき，鹿児島地方法務局の登記官が職権により行ったものと推測される，と記されている。

ウ 県が所有していた公文書，特定地先の里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地(里

道)との境界確定願いに係る文書がなぜ県に存在し、鹿児島市に移管され、国に引き継がれたのか。

エ 本件土地の登記に係る文書は、平成18年11月2日付けの公文書不開示決定通知書(鹿土第491号)で文書は存在しないと記されている。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 法定外公共物の財産管理は、都道府県知事が機関委任事務として処理してきたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)が施行され、市町村に法定外公共物が譲与されるまでの間は、都道府県が法定受託事務としてその財産管理を行うこととなった。

イ 法定外公共物は、国有財産法上台帳を備える義務はなく、実際にも備えていないが、本県では、処理内容等を把握するために、国有財産取得記録台帳に相当するものとして、国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳が備えられていた。

ウ 昭和62年度の国有財産取得記録台帳に相当するものとして、昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳を検索したが、当該台帳の財産所在地の欄に本件里道の記載はなかった。

エ このため、本件里道に係る台帳は存在しないことから不開示とすることとした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月5日	諮問を受けた。
平成21年12月8日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年7月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成22年9月8日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年6月2日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
7月5日	諮問の審議を行った。
7月15日	委員による実地調査を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
8月25日	諮問の審議を行った。
10月6日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、本件里道に係る国有財産の分類及び種類台帳並びに昭和62年度の国有財産取得記録台帳である。

実施機関は、法定外公共物については国有財産法上台帳を備える義務はなく、実際に同法第32条の規定に基づく台帳は備えていない、また、事務管理上備えていた昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳に本件里道の記載がなく、請求に係る公文書は存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、処分の取り消しを求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 法定外公共物に係る国有財産法上の台帳の作成義務について

当審査会が事務局職員に確認させたところ、昭和62年当時及び現在においても、国有財産については、国有財産法第32条の規定に基づき、各省各庁は国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備え付けなければならないとされていた。

また、公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの等については、同法第38条及び同法施行令第22条の2第1号に基づき台帳等に係る国有財産法の規定は適用されないこととなっており、道路法及び河川法等特別の定めがない里道、水路といった法定外公共物については、国有財産法上台帳を備える義務はないこととされていた。

ウ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

上記のとおり、法定外公共物については、昭和62年当時及び現在においても国有財

産法に規定する台帳を備える義務はなく、当審査会が委員及び職員をして文書の存在等について確認させたところでも、土木部監理課用地対策室の執務室内及び文書庫内に法定外公共物に係る「国有財産の分類及び種類台帳」及び「国有財産取得記録台帳」という名称の台帳の存在は確認されなかった。

また、国有財産の払い下げに伴い代替地を取得した場合に、財産の所在地、地積等を記載する「国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳」の存在が確認されたが、当該台帳に本件土地の記載は確認されなかった。

なお、法定外公共物についてのその他の台帳の存在も確認されなかった。

以上のことから、「国有財産の分類及び種類台帳」については、国有財産法に基づく台帳は備えられていない、「昭和62年度の国有財産取得記録台帳」については、昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳に記載はなく、存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。